

16 「輸出令」	関税定率法（明治43年法律第54号）別表第25類から第40類まで、第54類から第59類まで、第63類、第68類から第93類まで又は第95類に該当する貨物（1から15までの項の中欄に掲げるものを除く。）
-------------	--